

山梨県公報

第二千八百八十号

平成二十三年

十一月十日

木曜日

目次

保安林の指定施業要件の変更予定(三件).....	七七三
換地計画の決定.....	七七四
県営土地改良事業の完了.....	七七四
土地収用事業の認定.....	七七四
道路の供用開始(二件).....	七七六
道路の区域変更(二件).....	七七六
公告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件).....	七七七
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定	七七七
争議行為予告通知の受理.....	七八五
土地改良区役員の退任及び就任.....	七八六
建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(十一件).....	七八七
基本測量の実施.....	七八九
落札者の決定について.....	七八九

告示

山梨県告示第四百六十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十三年十一月十日

山梨県知事 横内正明

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
甲州市(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第四百六十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十三年十一月十日

山梨県知事 横内正明

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
甲州市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、甲州市(次の図に示す部分に限る。)
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
甲州市(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第四百六十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のよう

に保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十三年十一月十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

甲州市(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

甲州市(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第四百六十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、
県営中山間地域総合整備事業(八ヶ岳東部地区小池工区)の換地計画を定めたので、次
のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十三年十一月十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 縦覧書類

換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十三年十一月十一日から同年十二月九日まで

三 縦覧場所

北杜市役所

四 異議申立期間

平成二十三年十二月十日から同年十二月二十四日まで

山梨県告示第四百六十七号

県営土地改良事業(西島地区ため池等整備事業)の工事は、平成二十三年十月七日を
もって完了した。

平成二十三年十一月十日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県告示第四百六十八号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定
により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成二十三年十一月十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 起業者の名称

笛吹市

二 事業の種類

八代ふるさと公園拡張整備事業

三 起業地

1 収用の部分 笛吹市八代町岡字稲山原及び妙善屋敷及び上の原地内

2 使用の部分 なし

四 事業を認定した理由

1 法第二十条第一号要件

八代ふるさと公園拡張整備事業(以下「本件事業」という。)は、法第三条第三
十二号に掲げる「地方公共団体が設置する公園」事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号要件

起業者は、本件事業の実施にあたり、既に必要な予算措置を講じている。また、
財源として、国庫補助金(社会資本整備総合交付金)の交付決定を受けていること
から、当該事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号要件

(-) 申請事業の施行により得られる公共の利益

公園は、笛吹市への合併以前の八代町において平成二年度から、五回に渡って

事業認定を行うなど、順次継続して整備を行ってきたところであるが、現在、次の課題を有している。

(1) 公園内に保存されている山梨県指定遺跡「岡・銚子塚古墳」は、山梨県内屈指の規模を誇る古墳で、貴重な史跡であるが、周溝部の一部が未だ民有地であることもあり、保存が不十分であること。

(2) 公園は、笛吹市地域防災計画において、災害時の飛行場外離着陸場に指定されているが、災害時の物資輸送の中継スペース及び搬出路が未整備であり、防災機能として不十分であること。

(3) 八代ふるさと公園基本構想で計画された公園の付随施設である駐車場整備が不十分となっているため、週末を中心に駐車場が不足しており、公園利用者の安全が確保できず、周辺の交通にも弊害が生じていること。

(4) 公園周辺部には、保育所や老人ホームといった社会福祉施設が多く立地し、通年利用者が多く存在しているが、緑地や木陰での休憩スペースが不足しており、利用者にとつての魅力が不足していること。

本件事業の施行により、文化財（史跡）の保全・保護、防災機能の拡充整備更には駐車場不足の解消、緑地・木陰スペースの整備といった課題への対応が図れるなど、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

(二) 申請事業の施行により失われる利益

本件事業の施行により周辺環境に与える影響は、工事中の騒音、振動等が考えられるが、起業者は工事施工にあたっては、低騒音型重機の使用や必要な防護柵を設置し、日曜日や祝日、夜間には工事を実施せず、周辺住民と協議を行い安全管理に努めることとしている。

また、本件事業の土地は、埋蔵文化財包蔵地であるため、起業地は笛吹市教育委員会との協議により、盛土構造を基調とした敷地造成計画とし、現況地盤より三十cm以上の掘削が生じる箇所については、笛吹市教育委員会の立ち会いの元に施工すること、駐車場の出入口等で面的に切土造成が必要な箇所においては、文化財の記録保存のための発掘調査を実施し、発掘調査の規模等については笛吹市教育委員会と協議し決定することとしている。

こうしたことから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 代替案との比較

事業の施行位置については、公園の周辺にあつて必要な面積が確保でき、また、公園との位置関係、「岡・銚子塚古墳」の保全や道路とのアクセス、防災対策、

周辺景観への影響、造成、物件移転、経済性等の要件を考慮し選定された三案について比較検討した結果、本件事業の起業地が、これらの要件を満たす最も合理的なものとして決定されたものであると認められる。

(四) 比較衡量

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(三)で述べたとおり、本件事業の起業地は、代替案と比較して最も適切であると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号要件

(一) 申請事業を早期に施行する必要性

公園内に保存されている山梨県指定遺跡「岡・銚子塚古墳」の周溝部の一部が未だ民有地であることもあり、保存が不十分であること、災害時の飛行場外離着陸場の災害時の物資輸送の中継スペース及び搬出路等が未整備であり、防災機能として不十分であること、八代ふるさと公園基本構想で計画された公園の付随施設である駐車場整備が不十分となっているため、週末を中心に駐車場が不足しており、公園利用者の安全が確保できず、周辺の交通にも弊害が生じていることなどの現状がある。

(二) これらの状況から早期に本件事業を施行する必要性は高いものと認められる。

起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性
本件事業に係る起業地の範囲は、次のとおりであり、いずれも適切であると認められる。

(1) 古墳保護帯においては、笛吹市文化財審議会から答申された周溝部から十五mの保護範囲であること。

(2) 駐車場においては、災害時の資材仮置場等としての必要性とともに、平時の使用には都市公園利用実態調査による存園者数から、必要駐車台数により敷地面積を算出したものであること。

(3) 桜と芝の広場においては、園路、災害時資材仮置場、植栽地、散策路等必要最小限に設定されたものであること。

(4) 遊びの広場においては、想定利用者数から算出した遊具の台数に必要な面積にとどめたものであること。

また、起業地の範囲において、一時的な利用に供されるものは存在せず、使用にはなじまないため、収用することは合理的であると認められる。

(三) 収用する公益上の必要性

以上により、本件事業は、「土地を収用する公益上の必要がある」と認められるので、土地収用法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1 から4までで述べたとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件をすべて充足すると判断することができる。

よって、法第二十条の規定により、事業の認定をしたものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

笛吹市建設部まちづくり整備課

山梨県告示第四百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十三年十二月一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月十日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	白井甲州線	甲州市塩山上於首字宮村一〇三 五番の三地从り 甲州市塩山上於首字宮村一〇二 八番の三地从り	九一・五	平成二十三年十一月十日

山梨県告示第四百七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十三年十二月一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月十日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	四日市場上野原線	上野原市鶴島字石割三三三四番 の六一地从り 上野原市鶴島字石割三四二番 の二二地从り	一〇六・五	平成二十三年十一月十二日

山梨県告示第四百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十三年十二月一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月十日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一三七号
- 三 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧	
笛吹市御坂町藤野木字ヲ子バ一八九六番の 五地先から 笛吹市御坂町藤野木字榛ノ木一八九九番の 三八地先まで	旧	一五・一 六五・七	六六六・〇
	新	一五・一 一五九・五	六六六・〇

山梨県告示第四百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十三年十二月一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月十日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 富士河口湖笛吹線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
笛吹市御坂町藤野木字朽木沢一九〇〇番の 一 地先から 笛吹市御坂町藤野木字朽木沢一九〇〇番の 二 地先まで	旧	八・一 一・一	七三・〇
	新	八・一 一・五・六	七三・〇

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
 平成二十三年十一月十日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 申請のあった年月日 平成二十三年十月二十七日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人えがお勝沼
 - 2 代表者の氏名 三森 斉
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲州市勝沼町菱山千四百二十五番地
 - 4 定款に記載された目的
 この法人は、都市住民との交流を図りつつ耕作放棄地を利用した農畜産業を振興し、耕作放棄地を持続的生産可能な農地として復活させ、地域社会の発展と雇用創出に寄与することを目的とする。
 - 三 縦覧期間 平成二十三年十月二十八日から同年十二月二十七日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
 平成二十三年十一月十日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 申請のあった年月日 平成二十三年十月二十八日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人寺子屋虹
 - 2 代表者の氏名 松浦貫四郎
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県笛吹市御坂町成田五百五十一番地
 - 4 定款に記載された目的
 この法人は、児童及び親とその家族に対して、放課後毎日安心して生活が送れる場を提供し、学習能力を一定以上に引き上げ、また日本の文化を学ぶ家庭教育支援及びネイティブな英会話を身に着けるなどのグローバルな教育支援事業を行い、児童の人間形成に寄与することを目的とする。
 - 三 縦覧期間 平成二十三年十月三十一日から同年十二月三十日まで

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定
 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項、第四十六条第一項及び第五十三条第一項の規定により、次の者を指定居宅サービス事業者等として指定した。
 平成二十三年十一月十日

山梨県知事 横 内 正 明

名称	所在地	介護保険 事業所番号	サービスの種類	指定年月日
あすか居宅介護支援事業所	甲府市屋形二丁目二番二二 号ハイツ屋形 一〇二号	一九七〇一〇 三一一三	居宅介護支援	平成二十三年 四月一日
あい山城	甲府市上今井 町五七一番地	一九七〇一〇 三〇八九	通所介護及び介護予 防通所介護	平成二十三年 四月一日

院	川一三五番地一	〇三六三	理指導(みなし)、 介護予防通所リハビリテーション(みなし)、 介護予防訪問リハビリテーション(みなし)、 介護予防訪問看護(みなし)、 居宅療養管理指導(みなし)、 通所リハビリテーション(みなし)、 訪問看護(みなし)	四月一日
住吉薬局	甲府市住吉二丁目一番一号	一九四〇一〇三七一四	介護予防居宅療養管理指導(みなし)及び 居宅療養管理指導(みなし)	平成二十三年四月一日
三井歯科クリック	北杜市須玉町若神子三〇九四番地	一九三一九〇〇二四三	介護予防居宅療養管理指導(みなし)、 介護予防通所リハビリテーション(みなし)、 介護予防訪問リハビリテーション(みなし)、 介護予防訪問看護(みなし)、 居宅療養管理指導(みなし)、 通所リハビリテーション(みなし)、 訪問看護(みなし)	平成二十三年四月一日
メロディー調剤薬局笛吹店	笛吹市石和町四日市場二〇三一番地三八	一九四一八〇三六六	介護予防居宅療養管理指導(みなし)及び 居宅療養管理指導	平成二十三年四月一日

なかむら内科クリック	甲府市武田三丁目三番一	一九二〇一〇五六三二	介護予防居宅療養管理指導(みなし)、 介護予防訪問看護(みなし)、 居宅療養管理指導(みなし)、 訪問看護(みなし)	平成二十三年四月一日
ほそだクリック	甲府市長松寺町一番地三	一九二〇一〇五六二四	介護予防居宅療養管理指導(みなし)、 介護予防通所リハビリテーション(みなし)、 介護予防訪問リハビリテーション(みなし)、 介護予防訪問看護(みなし)、 居宅療養管理指導(みなし)、 通所リハビリテーション(みなし)、 訪問看護(みなし)	平成二十三年四月三日
デイサービスアロハ	甲斐市篠原八四五番地一	一九七二〇〇四四六	通所介護及び介護予防通所介護	平成二十三年四月十四日
山なしこあら指定通所介護事業所	上野原市鶴島五八九番地四	一九七二〇〇二二八	通所介護及び介護予防通所介護	平成二十三年四月十五日
介護サービスささこ	大月市駒橋一丁目九番一六号	一九七二〇〇五〇〇	居宅介護支援	平成二十三年四月十五日

小俣歯科医院	都留市田野倉 古沢一三三二二 番地一	一九三二一〇 〇三八〇	介護予防居宅療養管理指導(みなし)、 介護予防通所リハビリテーション(みなし)、 介護予防訪問リハビリテーション(みなし)、 介護予防(みなし)、 訪問看護(みなし)、 居宅療養管理指導(みなし)、 通所リハビリテーション(みなし)、 訪問リハビリテーション(みなし)、 訪問看護(みなし)	平成二十三年 四月二十三日
小山荘デイサービスセンター	笛吹市八代町 北七六〇番地	一九七〇五〇 〇一〇二一	介護予防通所介護	平成二十三年 五月一日
デイサービスセンター さくらんぼ	西八代郡市川三郷町上野二六七〇番地五	一九七〇六〇 〇四二三	通所介護及び介護予防通所介護	平成二十三年 五月一日
ヘルパーステーション ねこの手	北杜市長坂町富岡一八八番地三	一九七一九〇 〇四一八	訪問介護及び介護予防訪問介護	平成二十三年 五月一日
縁ヘルパーステーション	甲府市酒折一丁目四番一〇号	一九七〇一〇 三三三九	訪問介護及び介護予防訪問介護	平成二十三年 五月一日
縁指定居宅介護支援事業所	甲府市酒折一丁目四番一〇号	一九七〇一〇 三三二二一	居宅介護支援	平成二十三年 五月一日
介護24南ア	南アルプス市	一九七二六〇	訪問介護及び介護予防	平成二十三年

ルプス	在家塚二二三 四番地三九	〇八四四	防訪問介護	五月一日
ケアサービス あるが	南アルプス市 徳永一八八四 番地	一九七二六〇 〇八五一	訪問介護及び介護予防訪問介護	平成二十三年 五月一日
訪問看護ステーションさくら指定居宅介護支援事業所	富士吉田市緑ヶ丘二丁目六番一〇号メゾ ングリーンビル一階	一九七二二〇 〇四八八	居宅介護支援	平成二十三年 五月一日
訪問看護ステーションさくら	富士吉田市緑ヶ丘二丁目六番一〇号メゾ ングリーンビル一階	一九七二二〇 〇四八八	訪問看護及び介護予防訪問看護	平成二十三年 五月一日
ケアショップ まるやま	南都留郡富士河口湖町勝山 一三三番地 五	一九七二三〇 〇五五一	福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、 特定福祉用具販売、 特定介護予防福祉用具販売	平成二十三年 五月一日
コモアケアセンター あい里	上野原市コモアしおつ一丁目四一番一 号	一九七二五〇 〇一九二	介護予防訪問介護	平成二十三年 五月一日
みさき薬局 武田	甲府市武田三丁目二番一八 号	一九四〇二一 三七二一	介護予防居宅療養管理指導(みなし)及び 居宅療養管理指導(みなし)	平成二十三年 五月一日
塩山皮フ科 地一	甲州市塩山下 塩後三三三六番 地一	一九一九二二 二〇〇二	介護予防居宅療養管理指導(みなし)、 介護予防通所リハビリ	平成二十三年 五月一日

富士上野原 科	上野原市上野 原一七〇五番 地 杉山ビル 二〇一号室	一九三二〇〇 〇一六七	介護予防居宅療養管 理指導(みなし)、 介護予防通所リハビ リテーション(みな し)、介護予防訪問 リハビリテーション (みなし)、介護予 防訪問看護(みなし)、居宅療養管理指 導(みなし)、通所 リハビリテーション (みなし)、訪問リ ハビリテーション(み なし)、訪問看護 (みなし)	平成二十三年 五月一日
四つ葉薬局 塩山店	甲州市塩山下 塩後三三六番 地七	一九四二二二 〇一四五	介護予防居宅療養管 理指導(みなし)及 び居宅療養管理指導 (みなし)	平成二十三年 五月一日
訪問リハビリ テーション フルリアルむ 地一	北杜市武川町 柳澤七四〇番 地一	一九五一〇八 〇〇二五	訪問リハビリテーシ ョン及び介護予防訪 問リハビリテーショ	平成二十三年 五月十一日

かわ	デイサービス さんりん舎 小淵沢	北杜市小淵沢 町松向一〇四 四番地一	一九七一九〇 〇四〇〇	通所介護及び介護予 防通所介護	平成二十三年 五月十四日
ハッピーホー ム 八代デイ サービスセン ター	笛吹市八代町 南八八一番地	一九七一八〇 〇六六七	通所介護及び介護予 防通所介護	平成二十三年 五月十六日	
介護24やま なし	笛吹市八代町 岡四八七番地	一九七一八〇 〇六五九	訪問介護及び介護予 防訪問介護	平成二十三年 五月十九日	
また明日デイ サービス	南アルプス市 百々二三五七 番地サンパー ク清水B棟	一九七一六〇 〇八六九	通所介護及び介護予 防通所介護	平成二十三年 五月二十三日	
富士河口湖町 デイサービス センターふれ 愛	南都留郡富士 河口湖町小立 二四八七番地	一九七一一〇 〇五六九	居宅介護支援	平成二十三年 五月三十一日	
訪問介護 鈴 の音	中巨摩郡昭和 町河西一〇三 番地	一九七〇八〇 一〇八八	訪問介護及び介護予 防訪問介護	平成二十三年 六月一日	
医療法人陽明 会 初狩クリ ニク	大月市初狩町 中初狩一〇八 番地一	一九一一四一 一〇〇五	介護予防居宅療養管 理指導(みなし)、 介護予防通所リハビ リテーション(みな し)、介護予防訪問 リハビリテーション (みなし)、介護予 防訪問看護(みなし)、居宅療養管理指	平成二十三年 六月一日	
ン					

上條内科クリニク	上野原市大野二二八四番地	一九二二〇〇 〇二二一	介護予防居宅療養管理指導(みなし)、介護予防通所リハビリテーション(みなし)、介護予防訪問リハビリテーション(みなし)、介護予防訪問看護(みなし)、居宅療養管理指導(みなし)、通所リハビリテーション(みなし)、訪問リハビリテーション(みなし)、訪問看護(みなし)	平成二十三年六月一日
ショートステイヤまびこ	大月市初狩町中初狩三二七四番地四五	一九七二四〇 〇五一八	短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護	平成二十三年六月八日
株式会社和訪問入浴サービス富士吉田	南都留郡富士河口湖町船津四八九九番地	一九七一三〇 〇五七七	訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護	平成二十三年六月十四日
さくら訪問介護	南アルプス市藤田三〇四番地	一九七二六〇 〇八七七	訪問介護	平成二十三年六月二十日
指定居宅介護支援事業所ケアプランひか	南都留郡西桂町倉見一九九番地	一九七二三〇 〇四七八	居宅介護支援	平成二十三年六月二十日

小池医院	南アルプス市小笠原一七一七番地一	一九一六〇〇 〇六四九	介護予防居宅療養管理指導(みなし)、介護予防通所リハビリテーション(みなし)、介護予防訪問リハビリテーション(みなし)、介護予防訪問看護(みなし)、居宅療養管理指導(みなし)、訪問リハビリテーション(みなし)、訪問看護(みなし)	平成二十三年六月三十日
デイサービスセンターむぎの穂	南巨摩郡身延町上八木沢五七五番地	一九七〇七〇 〇六八六	介護予防通所介護	平成二十三年七月一日
ケアプラン上野	韮崎市藤井町駒井九一〇番地	一九七〇九〇 〇二七八	居宅介護支援	平成二十三年七月一日
福祉用具貸与事業所ときめき	甲府市千塚一丁目二番一号	一九七〇一〇 三二五四	福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売	平成二十三年七月一日
玉穂ふれあい診療所	中央市成島二四三九番地一	一九二二三二 〇一五六	訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション	平成二十三年七月一日
フォレスト小瀬デイサービス	甲府市上町二二二一番地二	一九七〇一〇 三二四七	通所介護及び介護予防通所介護	平成二十三年七月一日

スセンター	南アルプス市 宮沢介護施設	南アルプス市 宮沢一五二番地	一九七二一六〇 〇八九三	短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護	平成二十三年七月一日
甲州茶話本舗 デイサービス あかふじ亭	富士吉田市上 吉田三六二〇番地	一九七二二〇 〇四九六	通所介護	平成二十三年七月一日	
石和武井歯科 医院	笛吹市石和町 川中島五〇八番地	一九三二一八〇 〇四三五	介護予防防居室療養管理指導(みなし)、 介護予防通所リハビリテーション(みなし)、 介護予防訪問リハビリテーション(みなし)、 介護予防防訪問看護(みなし)、 居宅療養管理指導(みなし)、 訪問リハビリテーション(みなし)、 訪問看護(みなし)	平成二十三年七月一日	
いちい調剤薬局	韮崎市旭町上 條南割三三一 四番地二四一	一九四〇九一 〇三二六	介護予防防居室療養管理指導(みなし)及び 居宅療養管理指導(みなし)	平成二十三年七月一日	
けやき調剤薬局	甲府市増坪町 五四一番地一	一九四〇二一 三七三九	介護予防防居室療養管理指導(みなし)及び 居宅療養管理指導(みなし)	平成二十三年七月一日	
たけのこ薬局	甲府市蓬沢町 一〇九九番地 五	一九四〇一〇 三七四八	介護予防防居室療養管理指導(みなし)及び 居宅療養管理指導	平成二十三年七月一日	

デイサービス すころく	南アルプス市 江原二〇三番地四	一九七二一六〇 〇八八五	通所介護	平成二十三年七月九日
サンテヘルパ ーステーショ ン	笛吹市一宮町 南野呂四二二番地一	一九七二一八〇 〇六七五	訪問介護及び介護予防 訪問介護	平成二十三年七月十九日
あい清里	北杜市高根町 村山北割一三 九一番地一	一九七二一九〇 〇四三四	通所介護及び介護予防 通所介護	平成二十三年八月一日
小菅村指定訪 問介護事業所	北都留郡小菅 村六〇二七番地	一九七二一五〇 〇二二六	訪問介護	平成二十三年八月一日
小菅村指定介 護予防訪問介 護事業所	北都留郡小菅 村六〇二七番地	一九七二一五〇 〇二二六	介護予防訪問介護	平成二十三年八月一日
くるみ薬局	甲府市池田一 丁目一番五号	一九四〇二一 三七五四	介護予防防居室療養管理指導(みなし)及び 居宅療養管理指導(みなし)	平成二十三年八月一日
小松小児科医 院	甲府市池田一 丁目一番七号	一九一〇二〇 五六六五	介護予防防居室療養管理指導(みなし)、 介護予防訪問リハビリテーション(みなし)、 介護予防防訪問看護(みなし)、 居宅療養管理指導(みなし)、 訪問リハビリテーション(みなし)、 訪問看護(みなし)	平成二十三年八月一日

はつかり薬局	大月市初狩町 中初狩一〇〇番地二	一九四二四一〇三〇八	なし	平成二十三年八月一日
居宅介護支援事業所アロハ	甲斐市篠原八四五番地一	一九七二七〇〇四五三	居宅介護支援	平成二十三年八月八日
デイサービスあつとほーむ	甲府市住吉四丁目二〇番一五号	一九七〇一〇三一六二	通所介護及び介護予 防通所介護	平成二十三年八月十六日
居宅介護支援事業所 げんき甲斐	甲斐市大下条九五六番一	一九七二七〇〇四六一	居宅介護支援	平成二十三年八月二十二日
あい双葉	甲斐市岩森一三九二番地二	一九七二七〇〇四七九	通所介護及び介護予 防通所介護	平成二十三年九月一日
さいデイサービスセンター	南巨摩郡身延町切石四二二番地一	一九七〇七〇一一四八	通所介護及び介護予 防通所介護	平成二十三年九月一日
福祉用具貸与事業所 さい	南巨摩郡身延町切石四二二番地一	一九七〇七〇一一六三	福祉用具貸与及び介護予 防福祉用具貸与	平成二十三年九月一日
特定福祉用具販売事業所 さい	南巨摩郡身延町切石四二二番地一	一九七〇七〇一一六三	特定福祉用具販売及び 介護予防福祉用具販売	平成二十三年九月一日
居宅介護支援事業所 さい	南巨摩郡身延町切石四二二番地一	一九七〇七〇一一五五	居宅介護支援	平成二十三年九月一日

特定非営利活動法人介護屋さわみ しもやま指定居宅介護支援事業所	南巨摩郡身延町下山一三三五番地六	一九七〇七〇一一二二	居宅介護支援	平成二十三年九月一日
居宅介護支援事業所ケアフリーライフ	甲府市宝一丁目二三番一八号	一九七〇一〇三一七〇	居宅介護支援	平成二十三年九月一日
あおぞらヘルパーステーション	南アルプス市下宮地六九五番地二	一九七二六〇〇九〇一	訪問介護及び介護予 防訪問介護	平成二十三年九月一日
ショートステイ横根	甲府市横根町一一七三番地七	一九七二〇三一九六	短期入所生活介護及び 介護予防短期入所 生活介護	平成二十三年九月一日
ひだまりデイサービスセンター	都留市田野倉五七四番地二	一九七二〇〇三二六	通所介護及び介護予 防通所介護	平成二十三年九月一日
すみれ薬局下吉田店	富士吉田市下吉田七九一番地	一九七二二〇〇五〇四	居宅療養管理指導及び 介護予防居宅療養 管理指導	平成二十三年九月一日
アトム薬局大里店	甲府市宮原町二二一番地一	一九四〇一一三七六二	介護予防居宅療養管 理指導(みなし)及び 居宅療養管理指導 (みなし)	平成二十三年九月一日
イリス薬局	韮崎市若宮一丁目二番五〇号 韮崎市民交流センター三階	一九四〇九一〇三二四	介護予防居宅療養管 理指導(みなし)及び 居宅療養管理指導 (みなし)	平成二十三年九月一日

甲府中村歯科 甲府市国母八丁目二七番八号 一九三〇—三四三五 介護予防居宅療養管理指導(みなし)、介護予防訪問リハビリテーション(みなし)、介護予防訪問看護(みなし)、居宅療養管理指導(みなし)、訪問リハビリテーション(みなし)、訪問看護(みなし)

日本調剤 つる薬局 都留市四日市場三五九番地九二 一九四二—〇三二二 介護予防居宅療養管理指導(みなし)及び居宅療養管理指導(みなし)

岩下内科医院 荻崎市若宮一丁目二番五〇号 荻崎市民交流センター三階 一九二〇九〇—〇七一九 介護予防居宅療養管理指導(みなし)及び居宅療養管理指導(みなし)

居宅介護支援事業所いぶき 甲府市上今井町六五九番地三 一九七〇—三二〇四 居宅介護支援

しあわせホーム竜王 甲斐市篠原三〇〇番地一 一九七二—〇四九五 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護

山梨県知事 横内正明

一 事件

- 1 医師・看護師・介護職員をはじめとする医療・福祉・介護労働者の大幅増員。
- 2 生活を守る賃金と雇用の確保。大幅な一時金の獲得、「成果主義賃金」「業績評価制度」の導入反対。不払い時間外労働の一掃。下請け・派遣労働の導入・拡大反対。

- 3 長時間・二交代制勤務反対。夜勤交代制労働者の「一日八時間以内、週三十二時間、勤務間隔十二時間以上」勤務実現。

二 日時 平成二十三年十一月十一日以降、要求解決まで必要に応じて実施する。

三 場所

甲府市宝一丁目九番一号 甲府共立病院

笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 石和共立病院

南アルプス市桃園三百四十番地 巨摩共立病院

南アルプス市桃園三百四十番地の一 巨摩共立歯科診療所

笛吹市御坂町八千蔵五百三十八番地の一 御坂共立診療所

北杜市武川町牧原千三百七十一番地 武川診療所

北杜市武川町牧原千三百七十一番地 武川歯科診療所

甲府市丸の内二丁目九番二十八号 共立歯科センター

甲斐市富竹新田二百三十一番地の一 竜王共立診療所

甲府市宝一丁目十番五号 甲府共立診療所

南巨摩郡富士川町長澤二百二十五番地の四 ますほ共立診療所

甲府市飯田三丁目一番三十五号 共立高等看護学院

甲府市丸の内二丁目九番二十八号勤医共駅前ビル四階 甲府訪問看護ステーション

すずかけ 甲府市丸の内二丁目九番二十八号勤医共駅前ビル四階 ヘルパーステーション

かけ 甲府市丸の内二丁目九番二十八号勤医共駅前ビル四階 共立介護支援センター

南アルプス市桃園三百七十七番地の二 訪問看護ステーションあらぐさ

南アルプス市桃園三百七十七番地の二 ヘルパーステーションあらぐさ

南アルプス市桃園三百七十七番地の二 居宅介護支援事業所あらぐさ

笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 東八訪問看護ステーションほほえみ

● 争議行為予告通知の受理

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定により、山梨民主医療機関労働組合執行委員長田野口博幸から次のとおり争議行為を行う旨平成二十三年十月三十一日付けで通知があった。

平成二十三年十一月十日

笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 ヘルパーステーションほほえみ
 笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 居宅介護支援事業所ほほえみ
 笛吹市御坂町八千蔵五百三十八番地の一 御坂八代訪問看護ステーションたんぼぼ
 北杜市武川町牧原千三百七十一番地 かいこま訪問看護ステーション
 甲斐市富竹新田四百一番地の四 訪問看護ステーションやすらぎ
 甲斐市富竹新田四百一番地の四 ヘルパーステーションやすらぎ
 甲斐市富竹新田四百一番地の四 ヘルパーステーションやすらぎ
 甲府市丸の内二丁目九番二十八号勤医共駅前ビル四階 甲府市中央地域包括支援センター
 南アルプス市桃園三百四十番地 巨摩共立デイサービスいきやり
 笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 通所介護事業所ふれあい
 南巨摩郡富士川町長澤二百二十五番地の四 まずは共立診療所デイサービスふるさと

大月市猿橋町殿上五百八十七番地の一 共立診療所さるはし
 大月市猿橋町殿上五百八十七番地の一 居宅介護支援事業所さるはし
 大月市猿橋町殿上四百二番地の一 共立デイサービスとのうえ
 甲府市若松町六番三十五号 共立介護福祉センターわかまつ
 南アルプス市桃園三百七十九番地 デイサービスももその
 南アルプス市桃園三百七十九番地 ショートステイももその
 南アルプス市小笠原百六十八番地の一 グループホームわかや小笠原南
 甲府市若松町六番三十五号 共立介護福祉センターわかまつ
 以上の病院、診療所、介護事業所をとりまく地域と病院、診療所、介護事業所の構内及び全職場、または一部職場。

四 概要
 三に掲げる場所において、全体的あるいは部分的に連続、断続を含む全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為とこれに対する妨害排除の一切の争議行為を単独又は併用して行う。
 ただし、救急患者及び重症患者の為の保安要員については、必要に心じて配置する。

● 土地改良区役員の退任及び就任
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、檜山土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
 平成二十三年十一月十日

山梨県知事 横内正明

一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
副理事長	利根川 健	北杜市高根町清里五〇七	平成二十三年八月九日
理事	小清水正美	三五四五 四六 九	同
同	浅川 隆章	二四八一	同
同	浅川玄津弘	二一六七	同
同	利根川福子	五九五	同
同	小林 里司	五八九	同
同	大柴太賀吉	二七〇一	同
同	浅川 一紀	二六九五	同
同	浅川 豊澄	一九〇七	同
同	利根川しげ子	五一三	同
同	利根川喜久	二一六一	同
同	小林 知英	六〇〇	同

二 就任

役職名	氏名	住所	就任年月日
副理事長	小林 里司	北杜市高根町清里五八九	平成二十三年八月十日
理事	大柴太賀吉	二七〇一	同

同	小清水秀徳	同	二二三八	一	同
同	利根川喜久	同	二二六一		同
同	利根川好正	同	六五〇		同
同	浅川敏彦	同	三五四五	三三三	同
同	浅川修一	同	九〇		同
同	浅川修一	同	二六九一		同
同	利根川浩	同	五四二		同
同	利根川茂	同	五四三		同
同	浅川虎太	同	二四九二		同
監事	浅川豊澄	同	一九〇七		同
同	利根川健	同	五〇七		同

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十三年十一月十日

山梨県知事 横内正明

- 一 処分をした年月日 平成二十三年十月二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 岳麓土建株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市下吉田五千四百五十三番地
 - 3 代表者の氏名 小山田清高
- 三 許可番号 山梨県知事許可（特 一八）第一七三九号
- 四 処分の内容 土木工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十三年九月六日付で四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十三年十一月十日

山梨県知事 横内正明

- 一 処分をした年月日 平成二十三年十月二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 星畑建築工房
 - 2 主たる営業所の所在地 北杜市長坂町大井ヶ森九百五十六番地二十九
 - 3 代表者の氏名 星畑健司
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一九）第九一一八号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十三年九月七日付で四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十三年十一月十日

山梨県知事 横内正明

- 一 処分をした年月日 平成二十三年十月十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 辻緑化土木株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市朝氣三丁目三番十六号
 - 3 代表者の氏名 辻宏三
- 三 許可番号 山梨県知事許可（特 一八）第四一九〇号
- 四 処分の内容 造園工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十三年九月十二日付で四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十三年十一月十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十三年十月十一日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

- 1 商号 早邦建設株式会社
- 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡早川町高住六百四十五番地二十七
- 3 代表者の氏名 望月辰男

三 許可番号 山梨県知事許可(般 二〇)第三五号

四 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十三年十月四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十三年十一月十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十三年十月十一日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

- 1 商号 有限会社野口建設
- 2 主たる営業所の所在地 甲府市千塚五丁目二番三号
- 3 代表者の氏名 野口高稔

三 許可番号 山梨県知事許可(般 一八)第五三〇八号

四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十三年十月四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十三年十一月十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十三年十月十一日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

山梨県知事 横 内 正 明

1 商号 株式会社笹之池工務店

2 主たる営業所の所在地 甲府市新田町十五番十三号

3 清算人の氏名 笹之池千秋

三 許可番号 山梨県知事許可(般 二一)第九三六六号

四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十三年十月三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十三年十一月十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十三年十月十七日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

- 1 商号 未宣屋工務店
- 2 主たる営業所の所在地 都留市小形山六百三十二番地
- 3 代表者の氏名 堀内武昌

三 許可番号 山梨県知事許可(般 一八)第二八九七号

四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、ほ装工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十三年十月十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十三年十一月十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十三年十月二十三日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

- 1 商号 株式会社 KC

- 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市小笠原千七百番地
- 3 代表者の氏名 飯久保百合子
- 三 許可番号 山梨県知事許可(特 一八)第二四四号
- 四 処分の内容 土木工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十三年九月二十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十三年十一月十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十三年十月三十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社輪田道路
 - 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市曲輪田二千八百四十六番地
 - 3 代表者の氏名 内藤俊樹
- 三 許可番号 山梨県知事許可(特 二二)第四七五九号
- 四 処分の内容 造園工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十三年十月二十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十三年十一月十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十三年十月三十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社マルシン建築
 - 2 主たる営業所の所在地 笛吹市御坂町金川原四百十番地五
 - 3 代表者の氏名 雨宮信雄
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 二二)第九〇一一号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

- 五 処分の原因となった事実 平成二十三年十月二十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十三年十一月十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十三年十月三十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社J・homes
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市上石田四丁目十二番一号
 - 3 代表者の氏名 新田健児
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一九)第九一四八号
- 四 処分の内容 左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十三年十月二十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 基本測量の実施
測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、平成二十三年十月十七日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。
平成二十三年十一月十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 作業種類 基本測量(基盤地図情報整備)
- 二 作業地域 韮崎市及び笛吹市
- 三 作業期間 平成二十三年十一月二十九日から平成二十四年三月三十一日まで

● 落札者の決定について
次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成二十三年十一月十日

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
図書用等ICタグ関連機器 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県出納局管理課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日
平成二十三年十月二十四日
- 四 落札者の氏名及び住所
日本電気株式会社甲府支店
山梨県甲府市相生二丁目三番十六号
- 五 落札金額
六千四百三十四万四千円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定に
よる公告を行った日
平成二十三年九月十五日